

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税及び森林環境税に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐倉市は、個人住民税及び森林環境税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

佐倉市長

公表日

令和6年3月29日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税及び森林環境税の賦課・徴収業務
②事務の内容	<p>当市は、地方税法及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>個人・法人(給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された賦課資料に基づき、住民税を賦課する。賦課額についての債権管理を行い、納期限までに納税がなければ、滞納整理業務を実施する。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて当市は、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③対象人数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	税務LANシステム
②システムの機能	1. 申告情報管理機能 :個人・法人(給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された賦課資料の受領、管理及び住民税の賦課準備等を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (統合パッケージシステム(介護、国保、後期、生活保護))</p>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	<p>1. 住民税及び森林環境税賦課機能 :課税準備処理、当初賦課、納付書や納税通知書の帳票発行、異動更正、証明書発行等を行う。</p> <p>2. 宛名機能 :住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。</p> <p>3. 庁内連携機能 :自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (統合パッケージシステム(全般)、健康管理システム)</p>
システム3	

①システムの名称		収滞納システム
②システムの機能		<p>1. 収納状況照会 :宛名・調定・納付・還付などの情報を照会する。また、証明書・納付書・滞納明細書などを発行する。</p> <p>2. 消込 :消込データの入力・取込(OCR・コンビニなど)・エラーチェック・消込処理を行い、収納日・科目・納付書種類ごとの日計表や、エラーリストを作成する。口座振替分については、口座振替データを作成する。設定により、科目ごとの単位で、口座振替データを作成する。</p> <p>3. 還付充当 :過誤納調定に対して還付・充当処理を行い、過誤納金等還付(充当)通知書などを発行する。</p> <p>4. 各種統計資料などの作成 :月報、収入状況一覧表等の集計表・一覧表を作成する。</p> <p>5. 滞納処分 :督促状、催告書などを作成、発行する。 :差押、参加差押、交付要求、繰上徴収などの滞納処分情報や、徴収猶予・換価猶予、証券受託、延滞金減免などの納付猶予情報、納付義務承継情報等を管理し、滞納処分調書を発行する。 :不動産、動産などの公売予定や売却情報などの公売情報を管理し、公売帳票を発行する。 :納税者との折衝記録、分割納付情報等を管理し、分納計画書や分納用納付書を発行する。 :執行停止と不納欠損の登録を行う。</p> <p>6. 実態調査・財産調査の記録管理を行う。</p>
③他のシステムとの接続		<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (税務LANシステム、同一統合パッケージシステム)
システム4		
①システムの名称		団体内統合宛名システム
②システムの機能		<p>1. 団体内統合宛名番号の付番と管理 :各業務・システムで保有している宛名番号を団体内で統一し、個人を識別するための団体内統合宛名番号を付番し、各業務・システムの宛名番号と団体内宛名番号、基本情報、個人番号を紐付けて、格納・管理する。</p> <p>2. 符号取得支援・確認 :処理通番の発行依頼を中間サーバに通知し、符号が取得できたか確認を行う。</p> <p>3. 情報提供機能 :中間サーバへ特定個人情報登録のために、業務・システムのデータを変換し、中間サーバへ提供情報を通知する。</p> <p>4. 情報照会機能 :各業務・システムに代わって、他団体の特定個人情報の照会について、宛名番号と団体内統合宛名番号の変換、データ形式等の変換を行い、中間サーバへ照会情報を通知する。</p> <p>5. 宛名情報照会 :団体内統合宛名番号、個人番号、もしくは基本情報を検索キーとして、個人情報を照会する。</p>
③他のシステムとの接続		<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (国民健康保険システム、児童手当システム等の各業務・システム、中間サーバ)
システム5		

①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	<p>1. 審査業務機能</p> <p>(1) 税務担当者認証機能 審査システムの利用認証として、ユーザID、暗証番号の入力を行う機能</p> <p>(2) 受信結果照会機能 検索条件を基に申告データ一覧の表示等を行う機能</p> <p>(3) 申告書審査・照会機能 申告データの内容を表示し、必要に応じて職権訂正等を行う機能</p> <p>(4) 申告データ印刷機能 申告データ等を印刷する機能</p> <p>(5) 利用者通知機能 申告に関する連絡、利用者に対する連絡等のメッセージ送信、照会を行う機能</p> <p>(6) 利用届出審査機能 利用届出データ等の内容を表示し、審査状況等の更新を行う機能</p> <p>(7) 申請、届出データ審査、照会機能 申請、届出データの表示、更新、印刷等を行う機能</p> <p>(8) 共通納税データ取得機能 共通納税データの発行依頼、ダウンロード、印刷等を行う機能</p> <p>2. 運用管理機能</p> <p>(1) 税務担当者認証機能 審査システムの利用認証として、ユーザID、暗証番号の入力を行う機能</p> <p>(2) 受付システムからの受信機能 利用届出データ、申告データ等の受信を行う機能</p> <p>(3) ファイル入出力機能 基幹システム連携用の各種ファイルの出力及びXML等データのチェック、作成、送信を行う機能</p> <p>(4) 税務担当者管理 処理権限の登録、処理権限グループの設定等を行う機能</p> <p>(5) 団体回付データ受信、送信機能 団体回付データの出力、確認及び審査サーバへの回付データ格納、削除、送信等結果の確認を行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))</p>
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	<p>国税連携データ(所得税確定申告書等データ、法定調書データ、扶養是正情報等データ)を国税庁と地方公共団体間で連携するために、下記機能を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携データ配信業務 国税庁から送信された連携データを地方公共団体の受信サーバに配信し、地方公共団体で国税連携データを国税連携データ照会機能から利用できるようにする機能及び国税連携データを国税庁連絡サーバに送信する機能 ・国税連携データ照会業務 『国税連携データ配信業務』によって国税庁から地方公共団体へ送信された国税連携データを地方公共団体で検索、表示、印刷、ダウンロードを行う機能 ・団体間回送業務 他の地方公共団体へ課税用資料等を電子データとして送信する機能及び扶養是正情報等データを国税庁連絡サーバへ送信する機能 ・マスタ管理業務等 国税連携システムで利用する上で必要な団体情報、利用者情報等の登録、更新を行う機能
	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p>

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （ 地方税ポータルセンタ(eLTAX))
システム7	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 :符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2. 情報照会機能 :情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3. 情報提供機能 :情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4. 既存システム接続機能 :中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 :特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 :特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7. データ送受信機能 :中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 :特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する機能。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 :中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10. システム管理機能 :バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （ 地方税ポータルセンタ(eLTAX))

システム11~15

システム16~20

3. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民税基本台帳(賦課、被扶養者含む)ファイル (2)住民税収滞納ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (27の項)
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部 市民税課、債権管理課
②所属長の役職名	市民税課長 債権管理課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民税基本台帳(賦課、被扶養者含む)ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	佐倉市民、佐倉市民以外の住民税及び森林環境税課税対象者
その必要性	住民税及び森林環境税の適正な賦課徴収業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 識別情報: 対象者を正確に特定するために保有 ■ 連絡先等情報: 対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ■ 業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国税関係情報: 対象者の確定申告書に係る情報に基づき、住民税額の算出を行うために保有 ・ 地方税関係情報: 住民税額を算出し、これに基づき、対象者に対し税額通知、各種証明書を発行するために保有 ・ 医療保険関係情報: 保険料の情報に基づき、社会保険料控除を算出するために保有 ・ 生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護の給付情報に基づき、非課税者の抽出、減免額及び控除額の算出を行うために保有 ・ 年金関係情報: 対象者の公的年金等支払報告書に係る情報に基づき、住民税額の算出および特別徴収の判定を行うために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	佐倉市 財政部 市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、健康保険課、社会福祉課、高齢者福祉課、人事課(給与支払者)) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (公的年金等の支払者、国税庁、給与支払者) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体等、給与支払者) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与、報酬、配当、公的年金等の支払者) <input type="checkbox"/> その他 (地方公共団体情報システム機構、給与支払者、公的年金等支払者)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (eLTAX国税連携システム、eLTAX審査システム、住民基本台帳ネットワークシステム)	
③使用目的 ※	住民税及び森林環境税額の算出、名寄せ・非課税者の抽出	
④使用の主体	使用部署	市民税課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	1. 各種申告書等の受付に関する事務 : 申告情報(申告書、確定申告書、給与支払報告書、年金等支払報告書)から住民等の所得情報、控除額情報を把握する。 : 住基情報から、申告者の個人番号、賦課期日時点での住所、世帯情報を把握する。 : 医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報から非課税、控除を把握する。 2. 各種申告情報等から住民税の賦課、通知に関する事務 : 上記で収集した各種情報に基づき、住民等に対する住民税賦課額を決定する。 : 決定した住民税賦課額情報を外部委託業者へ提供し、税額通知書の印刷、封入・封緘、発送を依頼する。 3. 給与所得者の異動に関する事務 : 特別徴収義務者からの給与所得者異動届出書に基づき、特別徴収の中止、普通徴収への変更等を行う。 4. 証明書発行、更正に関する事務 : 課税対象者からの申請に基づき、地方税関係情報から課税証明書を発行する。 : 更正の必要を生じた場合には、地方税関係情報の税額を更新する。 5. 年金特別徴収対象者の異動に関する事務 : 住基情報から、年金特別徴収対象者の異動を把握し、特別徴収の開始・中止等を決定する。	
	情報の突合	(1)住基情報と、申告情報、生活保護・社会福祉関係情報を突合して、非課税者を確認する。【上記1】 (2)住基情報と、申告情報を突合して、所得額、控除額を確認する。【上記1】 (3)住基情報、地方税関係情報を突合して、税額通知に係るデータを作成する。【上記2】
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1		
申告情報のパンチ入力業務		
①委託内容	申告情報のパンチ入力	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社プラムシックス、タイプテック株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	あらかじめ市に対して再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で業務の着手前に、書面で提出させ、市が適当と認めた場合に許諾している
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		
納税通知書出力・封入・封緘業務		
①委託内容	納税通知書封入・封緘	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士ビジネス・サービス株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		
データ連携業務		
①委託内容	eLTAXIによる申告データ連携	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託に関する承認申請を受け、再委託を適当と認めた場合に承認する。
	⑥再委託事項	

委託事項4		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務
①委託内容		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社日立システムズ
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	あらかじめ市に対して再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で業務の着手前に、書面で提出させ、市が適当と認めた場合に許諾している
	⑥再委託事項	システム運用業務の一部(帳票出力業務、システム運用監視業務)
委託事項5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている (65) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (32) 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない	
提供先1	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者等(別紙1参照)	
①法令上の根拠	別紙1提供先一覧に記載	
②提供先における用途	別紙1提供先一覧に記載	
③提供する情報	別紙1提供先一覧に記載	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	別紙1提供先一覧に記載	
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (別紙1提供先一覧に記載)	
⑦時期・頻度	別紙1提供先一覧に記載	
提供先2～5		
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		

移転先1	番号法第9条第1項別表第一に定める事務の所管課等(別紙2参照)
①法令上の根拠	別紙2移転先一覧に記載
②移転先における用途	別紙2移転先一覧に記載
③移転する情報	別紙2移転先一覧に記載
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	別紙2移転先一覧に記載
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (別紙2移転先一覧に記載)
⑦時期・頻度	別紙2移転先一覧に記載
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<small><佐倉市における措置></small> ・セキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンターのうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・サーバへのアクセスは、2要素認証が必要となる。 ・届出書等も保管年限内は、鍵付のキャビネット内で保管している。 <small><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></small> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <small><ガバメントクラウドにおける措置></small> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 住民税及び森林環境税収滞納ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	佐倉市民、佐倉市以外の納税義務者、納管人
その必要性	賦課額情報に基づいた納税義務者に対する収納業務、納期限までに納税がない場合の滞納整理業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報(内部番号) : 対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先等情報 : 対象者の収滞納期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・地方税関係情報 : 対象者に対し納付書、納税証明書等を発行するために保有 ・年金関係情報 : 徴収、還付・充当業務を行うために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	佐倉市 財政部 債権管理課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民税課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (公的年金等の支払者、国税庁、デジタル庁、給与支払者) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体等、給与支払者) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与、報酬、配当、公的年金等の支払者) <input type="checkbox"/> その他 (地方公共団体情報システム機構、給与支払者、公的年金等支払者)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input checked="" type="checkbox"/> 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (個人住民税システム)	
③使用目的 ※	収滞納に関する事務を行うため	
④使用の主体	使用部署	佐倉市 財政部 債権管理課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 収納状況照会 :宛名・調定・納付・還付などの情報を照会する。また、証明書・納付書・滞納明細書などを発行する。 2. 消込 :消込データの入力・取込(OCR・コンビニなど)・エラーチェック・消込処理を行い、収納日・科目・納付書種類ごとの日計表や、エラーリストを作成する。口座振替分については、口座振替データを作成する。設定により、科目ごとの単位で、口座振替データを作成する。 3. 還付充当 :過誤納調定に対して還付・充当処理を行い、過誤納金等還付(充当)通知書などを発行する。 4. 各種統計資料などの作成 :月報、収入状況一覧表などの集計表・一覧表を作成する。 5. 滞納処分 :督促状、催告書などを作成、発行する。 :差押、参加差押、交付要求、繰上徴収などの滞納処分情報や、徴収猶予・換価猶予、証券受託、延滞金減免などの納付猶予情報、納付義務承継情報等を管理し、滞納処分調書を発行する。 :不動産、動産などの公売予定や売却情報などの公売情報を管理し、公売帳票を発行する。 :納税者との折衝記録、分割納付情報等を管理し、分納計画書や分納用納付書を発行する。 :執行停止と不納欠損の登録を行う。 6. 実態調査・財産調査の記録管理を行う。
	情報の突合	住民税及び森林環境税賦課情報と収滞納情報を突合して還付、督促等のデータを作成する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	住民税口座データ入力業務	
①委託内容	住民税口座データ入力	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社プラムシックス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託に関する承認申請を受け、再委託を適当と認めた場合に承認する
	⑥再委託事項	データ入力等業務の一部
委託事項2～5		
委託事項2	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	
①委託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	あらかじめ市に対して再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で業務の着手前に、書面で提出させ、市が適当と認めた場合に許諾している
	⑥再委託事項	システム運用業務の一部(帳票出力業務、システム運用監視業務)
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [○] 移転を行っている (4) 件 [] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	社会福祉課
①法令上の根拠	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の15の項)
③移転する情報	個人住民税の収滞納情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	佐倉市で住民税を課税されている対象者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (同一統合パッケージシステム)
⑦時期・頻度	随時
移転先2～5	
移転先2	市民税課
①法令上の根拠	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	個人住民税及び軽自動車税の還付・充当業務(番号法第9条第1項 別表第一の16の項)
③移転する情報	個人住民税の収滞納情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	佐倉市民、佐倉市以外の納税義務者、納管人
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (同一統合パッケージシステム)
⑦時期・頻度	随時

移転先3	資産税課
①法令上の根拠	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	固定資産税の還付・充当業務(番号法第9条第1項 別表第一の16の項)
③移転する情報	個人住民税の収滞納情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	佐倉市民、佐倉市以外の納税義務者、納管人
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (同一統合パッケージシステム)
⑦時期・頻度	随時
移転先4	健康保険課
①法令上の根拠	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	国民健康保険税の還付・充当業務(番号法第9条第1項 別表第一の16の項)
③移転する情報	個人住民税の収滞納情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	佐倉市民、佐倉市以外の納税義務者、納管人
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (同一統合パッケージシステム)
⑦時期・頻度	随時
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<佐倉市における措置> ・セキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンターのうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・サーバへのアクセスは、2要素認証が必要となる。 ・届出書等も保管年限内は、鍵付のキャビネット内で保管している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。
・日本国内でのデータ保管を条件としていること。
②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民税基本台帳ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.対象年度、4.履歴番号、5.サブ履歴番号、6.初期登録業務日時、7.更新業務日時、8.更新システム日時、9.更新コンピュータ名、10.更新ユーザID、11.有効フラグ、12.決裁状態、13.旧自治体コード、14.地域台帳番号、15.世帯台帳番号、16.個人台帳番号、17.世帯番号、18.混合世帯番号、19.氏名カナ、20.編集済氏名カナ、21.氏名漢字、22.編集済氏名漢字、23.宛名郵便番号、24.宛名住所コード、25.宛名住所、26.宛名地番、27.宛名地番数値1、28.宛名地番数値2、29.宛名地番数値3、30.宛名方書カナ、31.宛名方書漢字、32.世帯主氏名カナ、33.世帯主氏名漢字、34.性別区分、35.生年月日、36.元号フラグ、37.続柄コード、38.続柄名称漢字、39.電話番号、40.宛名行政区コード、41.住民区分、42.宛名消除区分、43.宛名増減事由コード、44.増減異動日、45.記載順位、46.旧氏名カナ、47.旧氏名漢字、48.外国人本名、49.検索用氏名カナ、50.検索用旧氏名カナ、51.遡り異動対象区分フラグ、52.遡り対象判定年月日、53.宛名番号、54.編集電話番号、55.申込年月日、56.振替区分、57.開始年月日、58.廃止年月日、59.口座停止日、60.停止解除日、61.銀行コード、62.支店コード、63.口座番号、64.通帳番号末番、65.預金種別区分、66.名義人カナ、67.名義人漢字、68.送付開始年月日、69.送付終了年月日、70.送付先氏名カナ、71.送付先氏名漢字、72.送付先郵便番号、73.送付先住所コード、74.送付先住所、75.送付先住所番、76.送付先方書カナ、77.送付先方書漢字、78.履歴判定、79.徴収区分、80.決議年月日、81.住民税異動区分コード、82.異動年月日、83.住民税整理番号、84.賦課資料区分コード、85.書式区分、86.無職無収入コード、87.均等割区分、88.均等割パターン番号、89.入力区分、90.営業所得額、91.農業所得額、92.その他事業所得額、93.不動産所得額、94.利子所得額、95.配当所得フラグ、96.配当所得額、97.株式配当所得額、98.公募外貨配当所得額、99.公募他配当所得額、100.その他配当所得額、101.所得税配当所得額、102.所得税株式配当所得額、103.所得税公募外貨配当所得額、104.所得税公募他配当所得額、105.所得税その他配当所得額、106.給与所得額、107.主たる給与支払額、108.従たる給与支払額、109.給与支払額内数専従者給与額、110.特定支出控除額、111.雑所得額、112.公的年金支払額、113.年金雑所得額、114.その他雑所得額、115.総合譲渡短期所得額、116.総合譲渡長期差引額、117.総合譲渡長期所得額、118.総合譲渡長期差引額、119.総合譲渡分特別控除額、120.総合譲渡特別設定フラグ、121.総合譲渡逆算フラグ、122.一時所得額、123.一時差引額、124.総合一時所得額、125.短期一般所得額、126.短期一般差引額、127.短期一般特別控除額、128.短期軽減所得額、129.短期軽減差引額、130.短期軽減特別控除額、131.長期一般所得額、132.長期一般差引額、133.長期一般特別控除額、134.長期特定所得額、135.長期特定差引額、136.長期特定特別控除額、137.長期軽減所得額、138.長期軽減差引額、139.長期軽減特別控除額、140.長期特別所得額、141.長期特別差引額、142.長期特別特別控除額、143.土地等雑所得額、144.超短期所得額、145.株式譲渡所得額、146.株式譲渡一般分所得額、147.株式譲渡新規公開分所得額、148.株式譲渡特別控除額、149.商品先物取引所得額、150.山林所得額、151.山林特別控除額、152.退職所得額、153.退職所得控除額、154.退職支払額、155.市町村源泉退職所得割額、156.都道府県源泉退職所得割額、157.勤続年数、158.就職年月日、159.退職年月日、160.総合退職所得額、161.総合退職所得控除額、162.特例適用条文1、163.特例適用条文2、164.特例適用条文3、165.変動所得額、166.前年変動所得額、167.前々年変動所得額、168.臨時所得額、169.平均課税対象金額、170.免税所得額、171.肉用牛売却価格、172.肉用牛免税対象所得額、173.肉用牛免税対象外所得額、174.非課税所得額、175.申告0円所得区分01、176.申告0円所得区分02、177.申告0円所得区分03、178.申告0円所得区分04、179.申告0円所得区分05、180.申告0円所得区分06、181.申告0円所得区分07、182.申告0円所得区分08、183.申告0円所得区分09、184.申告0円所得区分10、185.最高所得区分、186.総所得金額、187.合計所得金額、188.総所得金額等、189.所得税総所得金額、190.所得税合計所得金額、191.所得税総所得金額等、192.総所得損通所得額、193.総合短期損通所得額、194.総合長期損通所得額、195.短期一般損通所得額、196.短期軽減損通所得額、197.長期一般損通所得額、198.長期特定損通所得額、199.長期軽減損通所得額、200.長期特別損通所得額、201.土地等雑損通所得額、202.超短期損通所得額、203.山林損通所得額、204.株式譲渡損通所得額、205.商品先物取引損通所得額、206.退職損通所得額、207.所得税総所得損通所得額、208.所得税総合短期損通所得額、209.所得税総合長期損通所得額、210.所得税短期一般損通所得額、211.所得税短期軽減損通所得額、212.所得税長期一般損通所得額、213.所得税長期特定損通所得額、214.所得税長期軽減損通所得額、215.所得税長期特別損通所得額、216.所得税土地等雑損通所得額、217.所得税超短期損通所得額、218.所得税株式譲渡損通所得額、219.所得税商品先物取引損通所得額、220.所得税山林損通所得額、221.所得税退職損通所得額、222.雑損控除額、223.医療費控除額、224.社会保険料控除額、225.小規模共済控除額、226.生命保険料控除額、227.所得税生命保険料控除額、228.生命保険料支払額、229.個人年金保険料支払額、230.損害保険料控除額、231.所得税損害保険料控除額、232.損害保険料支払額、233.長期損害保険料支払額、234.寄付控除フラグ、235.寄付控除額、236.所得税寄付金控除額、237.合計控除額、238.所得税合計控除額、239.控対配該当コード、240.配偶者区分、241.配特有無区分フラグ、242.配偶者特別控除額、243.所得税配偶者特別控除額、244.配偶者合計所得金額、245.扶養一般該当人数、246.扶養年少該当人数、247.扶養特定該当人数、248.扶養老人該当人数、249.扶養同居老人該当人数、250.扶養特障該当人数、251.扶養同居特障該当人数、252.扶養普障該当人数、253.未成年該当コード、254.老年人該当コード、255.寡婦該当コード、256.障害者該当コード、257.勤労学生該当コード、258.住民税申告区分、259.本専区分、260.配専区分、261.青色専従該当人数、262.白色専従該当人数、263.専従者控除額、264.繰越損失額、265.純損失額、266.譲渡繰越損失額、267.雑損失額、268.特定株式損失額、269.当年純損失額、270.当年譲渡繰越損失額、271.当年雑損失額、272.当年特定株式損失額、273.前純損失額、274.前譲渡繰越損失額、275.前雑損失額、276.前特定株式損失額、277.前々純損失額、278.前々譲渡繰越損失額、279.前々雑損失額、280.前々特定株式損失額、281.所得税総所得課税額、282.所得税短期一般課税額、283.所得税短期軽減課税額、284.所得税長期一般課税額、285.所得税長期特定課税額、286.所得税長期軽減課税額、287.所得税長期特別課税額、288.所得税土地等雑課税額、289.所得税超短期課税額、290.所得税株式課税額、291.所得税商品先物取引課税額、292.所得税山林課税額、293.所得税退職課税額、294.総所得所得税額、295.短期一般所得税額、296.短期軽減所得税額、297.長期一般所得税額、298.長期特定所得税額、299.長期軽減所得税額、300.長期特別所得税額、301.土地等雑所得税額、302.超短期所得税額、303.株式所得税額、304.商品先物取引所得税額、305.山林所得税額、306.退職所得税額、307.所得税配当控除額、308.住宅借入金特別控除額、309.その他特別控除額、310.定率控除前所得税額、311.所得税災害減免額、312.所得税外国税額控除額、313.所得税特別減税額、314.所得税定率控除額、315.定率控除後所得税額、316.所得税額、317.所得税額チャックフラグ、318.総所得課税額、319.短期一般課税額、320.短期軽減課税額、321.長期一般課税額、322.長期特定課税額、323.長期軽減課税額、324.長期特別課税額、325.土地等雑課税額、326.超短期課税額、327.株式課税額、328.商品先物取引課税額、329.山林課税額、330.退職課税額、331.市町村総所得所得割額、332.市町村短期一般所得割額、333.市町村短期軽減所得割額、334.市町村長期一般所得割額、335.市町村長期特定所得割額、336.市町村長期軽減所得割額、337.市町村長期特別所得割額、338.市町村土地等雑所得割額、339.市町村超短期所得割額、340.市町村株式所得割額、341.市町村商品先物取引所得割額、342.市町村山林所得割額、343.市町村退職所得割額、344.市町村算出所得割額、345.市町村配当控除額、346.市町村外国税額控除額、347.市町村調整額、348.市町村特別減税額、349.市町村定率控除額、350.市町村免税額、351.市町村所得割額、352.市町村端数切捨所得割額、353.市町村特別減税前所得割額、354.市町村定率控除前所得割額、355.市町村均等割額、356.市町

村民税額、357.都道府県総所得所得割額、358.都道府県短期一般所得割額、359.都道府県短期軽減所得割額、360.都道府県長期一般所得割額、361.都道府県長期特定所得割額、362.都道府県長期軽減所得割額、363.都道府県長期特別所得割額、364.都道府県土地等雑所得割額、365.都道府県超短期所得割額、366.都道府県株式所得割額、367.都道府県商品先物取引所得割額、368.都道府県山林所得割額、369.都道府県退職所得割額、370.都道府県算出所得割額、371.都道府県配当控除額、372.都道府県外国税額控除額、373.都道府県調整額、374.都道府県特別減税額、375.都道府県定率控除額、376.都道府県免税額、377.都道府県所得割額、378.都道府県端数切捨所得割額、379.都道府県特別減税前所得割額、380.都道府県定率控除前所得割額、381.都道府県均等割額、382.都道府県民税額、383.課税非課税区分コード、384.所得割非課税ワグ、385.均等割非課税ワグ、386.年税額、387.市町村所得割減免額、388.市町村均等割減免額、389.都道府県所得割減免額、390.都道府県均等割減免額、391.予備金額1、392.予備金額2、393.予備金額3、394.予備金額4、395.予備金額5、396.予備項目1、397.予備項目2、398.予備項目3、399.予備項目4、400.予備項目5、401.退避用履歴判定、402.株式譲渡上場所得額、403.所得税株式譲渡上場所得額、404.所得税株式譲渡所得額、405.株式譲渡ワグ、406.株式譲渡上場損通所得額、407.所得税株式譲渡上場損通所得額、408.株式上場課税額、409.所得税株式上場課税額、410.肉牛軽減課税額、411.市町村株式上場所得割額、412.都道府県株式上場所得割額、413.市町村肉牛軽減所得割額、414.都道府県肉牛軽減所得割額、415.株式上場所得税額、416.肉牛軽減所得税額、417.株式含む合計所得金額、418.先物取引損失額、419.当年先物取引損失額、420.前年先物取引損失額、421.前々先物取引損失額、422.配当割控除額、423.株式譲渡割控除額、424.市町村定率控除後所得割額、425.都道府県定率控除後所得割額、426.控除超過額、427.居住用特定譲渡所得額、428.居住用特定損失額、429.市町村株式譲渡配当割控除額、430.都道府県株式譲渡配当割控除額、431.市町村65歳以上の特例控除額、432.都道府県65歳以上の特例控除額、433.市町村調整控除額、434.都道府県調整控除額、435.市町村控除不足額、436.都道府県控除不足額、437.市町村内充当額、438.都道府県内充当額、439.市町村外充当額、440.都道府県外充当額、441.標準税率市町村総所得、442.標準税率市町村山林、443.標準税率市町村退職、444.標準税率市町村算出所得割、445.標準税率市町村調整額、446.標準税率定率控除前市町村所得割、447.標準税率定率控除後市町村所得割額、448.標準税率市町村65歳以上の特例控除額、449.標準税率市町村所得割、450.標準税率市町村所得割端数切捨、451.標準税率市町村均等割、452.標準税率都道府県総所得、453.標準税率都道府県山林、454.標準税率都道府県退職、455.標準税率都道府県算出所得割、456.標準税率都道府県調整額、457.標準税率定率控除前都道府県所得割、458.標準税率定率控除後都道府県所得割額、459.標準税率都道府県65歳以上の特例控除額、460.標準税率都道府県所得割、461.標準税率都道府県所得割端数切捨、462.標準税率都道府県均等割、463.政党等寄付金特別控除額、464.耐震改修特別控除額、465.住宅借入金特別控除可能額、466.市町村住宅借入金特別控除可能額、467.都道府県住宅借入金特別控除可能額、468.市町村税源移譲減額、469.都道府県税源移譲減額、470.標準税率市町村税源移譲減額、471.標準税率都道府県税源移譲減額、472.国税更正日、473.登録区分、474.寄附金控除自治体分、475.寄附金控除都道府県指定分、476.寄附金控除市町村指定分、477.内私的年金支払額、478.住民税年金種別、479.基礎控除対象ワグ、480.市町村寄附金控除額、481.都道府県寄附金控除額、482.内年金ワグ、483.内特徴ワグ、484.三徴収ワグ、485.居住開始年月日、486.住宅控除区分、487.住宅借入金残高、488.居住開始年月日2、489.住宅控除区分2、490.住宅借入金残高2、491.山林純損失額、492.当年山林純損失額、493.前山林純損失額、494.前々山林純損失額、495.株式配当損失額、496.分離配当所得額、497.分離配当損通所得額、498.所得税分離配当損通所得額、499.投資等税額控除額、500.所得税肉牛軽減課税額、501.所得税分離配当課税額、502.分離配当課税額、503.所得税分離配当所得額、504.市町村分離配当所得割額、505.都道府県分離配当所得割額、506.年金本徴収ワグ、507.年金仮徴収月数、508.年金仮徴収期別税額、509.控除不足反映済額、510.徴収税額特徴分、511.市町村所得割額特徴分、512.市町村均等割額特徴分、513.都道府県所得割額特徴分、514.都道府県均等割額特徴分、515.徴収税額普徴分、516.市町村所得割額普徴分、517.市町村均等割額普徴分、518.都道府県所得割額普徴分、519.都道府県均等割額普徴分、520.徴収税額半額年金分、521.市町村所得割額半額年金分、522.市町村均等割額半額年金分、523.都道府県所得割額半額年金分、524.都道府県均等割額半額年金分、525.徴収税額年金分、526.市町村所得割額年金分、527.市町村均等割額年金分、528.都道府県所得割額年金分、529.都道府県均等割額年金分、530.標準税率徴収税額特徴分、531.標準税率市町村所得割額特徴分、532.標準税率市町村均等割額特徴分、533.標準税率都道府県所得割額特徴分、534.標準税率都道府県均等割額特徴分、535.標準税率徴収税額普徴分、536.標準税率市町村所得割額普徴分、537.標準税率市町村均等割額普徴分、538.標準税率都道府県所得割額普徴分、539.標準税率都道府県均等割額普徴分、540.標準税率徴収税額半額年金分、541.標準税率市町村所得割額半額年金分、542.標準税率市町村均等割額半額年金分、543.標準税率都道府県所得割額半額年金分、544.標準税率都道府県均等割額半額年金分、545.標準税率徴収税額年金分、546.標準税率市町村所得割額年金分、547.標準税率市町村均等割額年金分、548.標準税率都道府県所得割額年金分、549.標準税率都道府県均等割額年金分、550.年金内訳切替ワグ、551.徴収税額変更ワグ、552.特徴内訳保有ワグ、553.編集用予備項目、554.新生命保険料支払額、555.新個人年金保険料支払額、556.介護保険料支払額、557.予備金額6、558.予備金額7、559.予備金額8、560.予備金額9、561.予備金額10、562.予備項目6、563.予備項目7、564.予備項目8、565.予備項目9、566.予備項目10、567.寄附金控除特例分、568.市町村申告特例控除額、569.都道府県申告特例控除額、570.予備金額11、571.予備金額12、572.予備金額13、573.予備金額14、574.予備金額15、575.予備金額16、576.予備金額17、577.予備金額18、578.予備金額19、579.予備金額20、580.予備項目11、581.予備項目12、582.予備項目13、583.予備項目14、584.予備項目15、585.予備項目16、586.予備項目17、587.予備項目18、588.予備項目19、589.予備項目20、590.条約適用利子等所得額、591.条約適用配当等所得額、592.特例適用利子等所得額、593.特例適用配当等所得額、594.条約適用利子等損通所得額、595.条約適用配当等損通所得額、596.特例適用利子等損通所得額、597.特例適用配当等損通所得額、598.条約適用利子等課税額、599.条約適用配当等課税額、600.特例適用利子等課税額、601.特例適用配当等課税額、602.条約適用利子等限度税率、603.条約適用配当等限度税率、604.市町村条約適用利子等所得割額、605.都道府県条約適用利子等所得割額、606.市町村条約適用配当等所得割額、607.都道府県条約適用配当等所得割額、608.市町村特例適用利子等所得割額、609.都道府県特例適用利子等所得割額、610.市町村特例適用配当等所得割額、611.都道府県特例適用配当等所得割額、612.所得税条約適用利子等限度税率、613.所得税条約適用配当等限度税率、614.所得税条約適用利子等損通所得額、615.所得税条約適用配当等損通所得額、616.所得税特例適用利子等損通所得額、617.所得税特例適用配当等損通所得額、618.所得税条約適用利子等課税額、619.所得税条約適用配当等課税額、620.所得税特例適用利子等課税額、621.所得税特例適用配当等課税額、622.条約適用利子等所得税額、623.条約適用配当等所得税額、624.特例適用利子等所得税額、625.特例適用配当等所得税額、626.予備金額21、627.予備金額22、628.予備金額23、629.予備金額24、630.予備金額25、631.予備金額26、632.予備金額27、633.予備金額28、634.予備金額29、635.予備金額30、636.処置状況コード、637.決議ワグ、638.最新判定、639.仮最新判定、640.退避最新判定、641.通番、642.決議用処理年月日、643.世帯外区分該当コード、644.扶養者個人番号、645.配偶者個人番号、646.扶養専従区分該当コード、647.扶養区分該当コード、648.障害者区分該当コード、649.同居特障区分該当コード、650.同居老人区分該当コード、651.専従区分該当コード、652.専従申告区分該当コード、653.専従者給与入力ワグ、654.専従者給与所得額、655.合計所得入力ワグ、656.決議起因決議用処理年月日、657.通知書番号、658.徴収ター内連番、659.徴収ター内サブ連番、660.事業所個人番号、661.住民税受給者番号、662.普徴事業所番号、663.住民税異動事由コード1、664.住民税異動事由コード2、665.還付加算用住民税更正事由、666.法定納期限等、667.変更開始月期、668.徴収済月期、669.併徴普徴変更期、670.併徴普徴徴収済期、671.随時処理ワグ、672.差引課税額、673.既課税額、674.期別06月01期税額、675.賦課年度01、676.納期限01、677.期別07月02期税額、678.賦課年度02、679.納期限02、680.期別08月03期税額、681.賦課年度03、682.納期限03、683.期別09月04期税額、684.賦課年度04、685.納期限04、686.期別10月05期税額、687.賦課年度05、688.納期限05、689.期別11月06期税額、690.賦課年度06、691.納期限06、692.期別12月07期税額、693.賦課年度07、694.納期限07、695.期別

01.月08期税額、696.賦課年度08、697.納期限08、698.期別02月09期税額、699.賦課年度09、700.納期限09、701.期別03月10期税額、702.賦課年度10、703.納期限10、704.期別04月11期税額、705.賦課年度11、706.納期限11、707.期別05月12期税額、708.賦課年度12、709.納期限12、710.期別13期税額、711.賦課年度13、712.納期限13、713.期別14期税額、714.賦課年度14、715.納期限14、716.期別15期税額、717.賦課年度15、718.納期限15、719.期別16期税額、720.賦課年度16、721.納期限16、722.期別17期税額、723.賦課年度17、724.納期限17、725.期別18期税額、726.賦課年度18、727.納期限18、728.収納過年度更正フラグ、729.充当額、730.還付額、731.期別06月01期充当、732.期別07月02期充当、733.期別08月03期充当、734.期別09月04期充当、735.期別10月05期充当、736.期別11月06期充当、737.期別12月07期充当、738.期別01月08期充当、739.期別02月09期充当、740.期別03月10期充当、741.期別04月11期充当、742.期別05月12期充当、743.期別13期充当、744.期別14期充当、745.期別15期充当、746.期別16期充当、747.期別17期充当、748.期別18期充当、749.返戻01期、750.返戻課税年度01、751.返戻納期限01、752.返戻02期、753.返戻課税年度02、754.返戻納期限02、755.返戻03期、756.返戻課税年度03、757.返戻納期限03、758.返戻04期、759.返戻課税年度04、760.返戻納期限04、761.返戻05期、762.返戻課税年度05、763.返戻納期限05、764.差引課税額年金分、765.期別06月01期税額年金分、766.期別07月02期税額年金分、767.期別08月03期税額年金分、768.期別09月04期税額年金分、769.期別10月05期税額年金分、770.徴収税額特徴内訳分、771.市町村所得割額特徴内訳分、772.市町村均等割額特徴内訳分、773.都道府県所得割額特徴内訳分、774.都道府県均等割額特徴内訳分、775.地域台帳番号、776.世帯台帳番号、777.個人台帳番号、778.世帯番号、779.混合世帯番号、780.氏名カナ、781.編集済氏名カナ、782.氏名漢字、783.編集済氏名漢字、784.宛名郵便番号、785.宛名住所コード、786.宛名住所、787.宛名地番、788.宛名地番数値1、789.宛名地番数値2、790.宛名地番数値3、791.宛名方書カナ、792.宛名方書漢字、793.世帯主氏名カナ、794.世帯主氏名漢字、795.性別区分、796.生年月日、797.元号フラグ、798.続柄コード、799.続柄名称漢字、800.電話番号、801.宛名行政区コード、802.住民区分、803.宛名消除区分、804.宛名増減事由コード、805.増減異動日、806.記載順位、807.旧氏名カナ、808.旧氏名漢字、809.外国人本名、810.検索用氏名カナ、811.検索用旧氏名カナ、812.遡り異動対象区分フラグ、813.遡り対象判定年月日、814.使用区分、815.住民税メ01、816.住民税メ02、817.住民税メ03、818.住民税メ04、819.住民税メ05、820.住民税メ06、821.住民税メ07、822.住民税メ08、823.住民税メ09、824.住民税メ10、825.住民税メ11、826.住民税メ12、827.住民税メ13、828.住民税メ14、829.住民税メ15、830.メ注意フラグ、831.海外出張開始年月日、832.海外出張終了年月日、833.市内家族個人番号、834.市内家族メ氏名カナ、835.市内家族メ氏名漢字、836.申告書送付有無コード、837.申告書適用年月日、838.申告書送付理由コード、839.申告書送付メ、840.指定徴収区分、841.徴収事業所番号、842.住登外仮登録フラグ、843.原票番号、844.課税294条該当コード、845.生保該当フラグ、846.証明書発行停止フラグ、847.294条通知発送有無フラグ、848.294条通知自治体コード、849.294条通知自治体名称、850.課税事由連番、851.課税事由メコード、852.課税事由別住所区分、853.課税事由別郵便番号、854.課税事由別住所コード、855.課税事由別住所、856.課税事由別地番、857.課税事由別方書カナ、858.課税事由別方書、859.電申税目区分、860.納税者ID、861.処理番号、862.処理番号連番、863.出力処理番号、864.出力区分、865.削除区分、866.eLTAX手続ID、867.作成区分、868.法人個人区分、869.法人格名称、870.前後区分、871.法人名称カナ、872.法人名称漢字、873.本支店区分、874.事業所名称カナ、875.事業所名称、876.本店所在地住所、877.本店所在地方書、878.氏名、879.住所、880.代理人属性コード、881.区税事務所コード、882.申告先税目有効区分、883.審査結果区分、884.eLTAX受付番号、885.申告受付日時、886.取込処理日、887.性別、888.代表者氏名漢字、889.代表者住所、890.地方公共団体コード、891.確定処理日、892.電申警告フラグ、893.番号法法人番号、894.申告書ステータス、895.明細書ステータス、896.eLTAX申告区分、897.eLTAX申告受付番号、898.XML連番、899.XML情報

(2) 住民税収滞納ファイル

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.収納キー1、39.収納キー2、40.履歴番号、41.初期登録業務日時、42.更新業務日時、43.更新システム日時、44.更新コンピュータ名、45.更新ユーザID、46.有効フラグ、47.決裁状態、48.旧自治体コード、49.賦課年度、50.税目コード、51.対象年度、52.通知書番号、53.期別コード、54.事業年度開始年月日、55.事業年度終了年月日、56.申告区分コード、57.連番、58.期割区分、59.調定年度、60.会計年度、61.前納報奨金、62.車両登録キー、63.車検区分コード、64.減免コード、65.期別調定額、66.期別収納額、67.延滞金調定額、68.延滞金収納額、69.督促料調定額、70.督促料収納額、71.納期限、72.繰上前納期限、73.納期変更フラグ、74.収納年月日、75.領収年月日、76.繰越時調定額、77.繰越時収納額、78.繰越調定額、79.繰越年月日、80.不納欠損額、81.表示用税目コード、82.表示用期月、83.随期フラグ、84.更正回数、85.収納回数、86.還付回数、87.充当回数、88.口振不能回数、89.納滞返戻設定年月日、90.納滞返戻設定年月日、91.督促返戻設定年月日、92.督促

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民税基本台帳(賦課、被扶養者含む)ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・賦課期日(1月1日)時点で当市に住所を有していたかどうかについては、最新の住民情報を管理している住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、対象外の住民に対する課税が発生しないよう、賦課期日近辺の異動者については、異動対象者のリストを出力し、確認を行っている。 ・賦課期日(1月1日)時点での課税対象者情報に記録のない者からの申告情報に基づき課税対象者情報を入手する場合は、当市で課税するかどうかを判断した上で、課税する場合は、住民票上の住所地市区町村に対して通知する等を行っており、目的の範囲を超えた入手が行われない対策をとっている。(地方税法第294条) ・住民からの申告情報の入手については、本人確認や個人番号の真正性確認を実施し、対象者以外については本来の団体への申告を住民に伝えている。 ・他団体からの申告情報の入手については、1件ごとに基本4情報に基づいて、課税対象者と合致するかを確認し、対象者以外の情報が存在した場合には本来の提出先団体へ回送処理を行っている。 ・市町村CSから入手する場合は、特定の権限者以外は操作が行えず、さらに情報照会・提供の記録が保持される仕組みが確立されているため、目的外の入手を抑止している。 ・庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、個人単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図る。 ・移転を受ける情報は、課税対象者を管理するのに必要な情報のみであり、システム上、課税対象者情報として保有する項目を定めておくことで、不要な情報の入手が行われない仕組みが講じられている。 ・課税資料に基づく課税対象者情報については、地方税法等により記載項目・様式が定められており、不要な情報の入手が行われない仕組みが講じられている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 : 個人住民税に係る申告書情報については、地方税法に定められた方法によって入手を行うこととしている。(地方税法第317条の2、第317条の3等) : 個人住民税システムは限られた端末でのみ利用可能とし、2要素認証により利用できる職員及び機能を限定する。 : eLTAX等については、認証等により利用者及び利用端末が限定されている。 ・入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスクに対する措置 : 入手した情報については、窓口での聞き取りや本人確認書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保する。 : 住民基本台帳システム上の情報に変更が発生した場合は、個人住民税システムに随時連携するようになっており、また、システム上自動で連携されないものについては変更該当者のリストを出力し、職員が個人住民税システム上に入力、更新を行う。 : 当市に住民登録がない者の場合は、本人からの届出等がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。 ・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置 : 庁内連携機能からの住基情報、各種照会情報の入手については、サーバ間通信を限定することで漏えい・紛失を防止している。 : 届出・請求書等の保管管理を適切に行い、退庁時には執務室の施錠を行っている。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税システム(税務LANシステム)へのアクセスにおいては、2要素認証による認証を実施している。 ・法令等に基づき、業務システム毎に適切なアクセス制御を行い、特定個人情報へのアクセスを制限している。 ・特定個人情報へのアクセス記録は、追跡可能な形式で管理しており、目的外利用の抑止を図る。 ・税務LANシステム、個人住民税システムには、住民税及び森林環境税賦課事務に関係のない情報を保有しない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・税務LANシステム、個人住民税システムへのアクセスにおいて、2要素認証を実施している。 ・法令等に基づき、業務システム毎に適切なアクセス制御を行い、特定個人情報へのアクセスを制限している。 ・アクセス権限は定期的に見直しを行い、権限のないものが特定個人情報にアクセスできないようにしている。 ・ユーザID/パスワード及びICカード、生体認証情報の発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時に速やかに実施している。 ・パスワードには、有効期限の設定、同一又は類似パスワード再利用制限、最低文字数の設定等を行っている。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDについては定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。 ・税務LANシステム、個人住民税システムの操作ログ(登録、更新、印刷、外部媒体への出力等)をユーザID単位で取得し、追跡可能な形式で管理している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・従業員が事務外で使用するリスクに対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> : 全職員が、年に1回、個人情報保護に関する自己点検を行い、事務外での利用をしないよう周知している。 : 全職員が定期的に情報セキュリティ研修(eラーニング)を受講している。 : 各種ログを取得しているため、業務外利用をした場合には追跡可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。 <p>・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> : 外部媒体へのデータのコピーや印刷を制御することで、許可なく持ち出せないようにしている。 : 特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、原則禁止しているが、特に必要な場合は、特定の端末、特定の記録媒体に制限して出力している。 : 特定個人情報を記録した紙媒体、外部記録媒体は適切に保管し、退庁時には執務室の施錠を行う。 : 保管期間が経過した特定個人情報を記録した媒体は、復元不可能な状態で確実に消去・廃棄する。 : 機器を廃棄もしくはリース返却する場合、機器内部の記憶装置からすべての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じている。 : 特定個人情報を取り扱う作業を行う場合は、インターネットへの接続、電子メールの使用、外部記録媒体への出力が不可能な端末によって行う。 	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・外部委託する場合には、委託事業者との間で必要に応じて次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結している。 <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守 ・委託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定 ・提供されるサービスレベルの保証 ・従業員に対する教育の実施 ・提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止 ・業務上知り得た情報の守秘義務 ・再委託に関する制限事項の遵守 ・委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等 ・委託業務の定期報告及び緊急時報告義務 ・市による監査、検査 ・契約に違反した場合の損害賠償請求等 ・情報漏えい等の防止のための適正管理義務 ・提供された情報の複写等の禁止

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託の際は、再委託に関する承認申請書またはこれに準ずる書面を提出させるとともに、再委託を適当と市が認めた場合に許諾している。 再委託先の従業員についても秘密保持誓約書の提出を義務付け、委託先に連帯して責任を課している。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク : 委託先から他者への特定個人情報の提供は認めないことを契約書上明記する。 : 委託先が守るべき内容の遵守及びその機密事項を仕様書に明記している。 : 特定個人情報をデータで提供する場合、必要に応じファイル暗号化またはパスワードの設定を行っている。 : 必要に応じて、当市職員が現地調査・確認を実施する。 ・委託先による特定個人情報の保管・消去、委託契約終了後の不正な使用等に関するリスク : 委託契約書に個人情報の適正管理義務、業務完了後の返還等を明記している。 : 委託先から任意の様式により消去結果に係る書面を提出してもらっている。 : 必要に応じて市は現地調査・確認を行えることとしている。 		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・提供する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みとなっている。 ・文書照会等により書類で情報提供する場合は、提供の際に記録を残している。 ・庁内連携機能を介した庁内連携については、予め定められた仕様での移転に限定している。 ・データの移転先から「データ利用承認申請書」の提出を求め、データ移転元がその法的根拠等を判断し、承認を得たもののみ、データの移転を許可することを規程として定めている。 	
その他の措置の内容	・端末から電子媒体への出力は特定の端末に限定しており、出力時の操作ログを取得している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置 : 特定個人情報の提供は、複数回の確認をした上でを行っている。 : 庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定している。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク : 情報の移転先であるデータの格納先については、特定の権限者以外はアクセスできないこととし、不正に収集されることを防止している。 : 特定個人情報が不正確または最新でないことが判明した場合、訂正後、提供先・移転先に通知し、誤った情報に基づく事務の執行を防止する。 		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><個人住民税システムのソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの仕様に基づくため、当該事務で必要となる情報以外の入手は行えないよう個人住民税システムで担保している。 ・中間サーバーへの情報照会処理については、業務システム側で操作ログを記録しており、処理実施者、操作内容を把握可能である。</p> <p><個人住民税システムの運用における措置> ・情報照会・入手は、複数の職員で担当し、確認を行う。また、当該事務の権限を有する職員のみを実施できるようにアクセス権限を設定している。 ・操作ログは個人住民税システムで記録しており、処理実施者、操作内容を把握している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置> ・不正検知の目的で、操作ログを適宜確認する。 ・中間サーバー側において、操作ログを取得しており、操作者、操作内容が把握可能である旨、広く関係者に周知している。</p>
---------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
--------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><個人住民税システムのソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの仕様に基づき提供するため、不正に特定個人情報が提供されないよう個人住民税システムで担保している。</p> <p><個人住民税システムの運用における措置> ・個人住民税システムで記録している操作ログは、不正な提供が行われていないことを必要に応じて確認する。 ・情報提供は複数の職員で担当し、確認を行う。また、当該事務の権限を有する職員のみを実施できるようにアクセス権限を設定している。 ・操作ログは個人住民税システムで記録しており、処理実施者、操作内容を把握している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>
---------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。

< 中間サーバーの運用における措置 >

- ・不正検知の目的で、操作ログを適宜、確認する。
- ・中間サーバー側において、操作ログを取得しており、操作者、操作内容が把握可能である旨、広く関係者に周知している。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		

その他の措置の内容

◆物理的対策

<佐倉市における措置>

- ・特定個人情報を保管するサーバ設置場所には、生体認証による入退室管理を行っている。
- ・特定個人情報を扱う職員が長時間離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置しない。また、退庁時には執務室を施錠している。
- ・特定個人情報を取り扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止措置を講ずる。
- ・特定個人情報を扱う職員が長時間離席する際には、パスワード付きスクリーンセーバーを利用している。
- ・特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守している。
- ・特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。
- ・特定個人情報を保管するサーバは情報の毀損等への対策を図るため定期保守を実施している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。

<ガバメントクラウドにおける措置>

- ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。
- ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

◆技術的対策

<佐倉市における措置>

- ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。
- ・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を自動適用している。
- ・ウイルスメール/スパムメール対策システムを導入している。
- ・ファイアウォールにより、特定個人情報へのアクセスを制御している。
- ・侵入検知システム (IDS) を設置し、外部からの攻撃や改ざんへの措置を講じている。
- ・必要に応じ他のネットワーク及び情報システムと論理的に分離する措置を講じている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

<ガバメントクラウドにおける措置>

- ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。
- ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」(以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理

	<p>補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>◆その他の対策 <佐倉市における措置> ・特定個人情報を保管した外部記録媒体の運用ルールを定め、遵守している。 ・保守作業を実施する際には、作業員に対し、秘密保持誓約書の提出を義務付けている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク : 基本的に届出・申請等に基づき、更新を実施しているが、情報に誤りがある場合は、職権により修正を行っている。</p> <p>・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置 : 保存期間の過ぎた申請書・帳票等紙媒体の特定個人情報について、焼却施設への直接搬入等により確実な廃棄を行う。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	
<p>8. 監査</p>	
実施の有無	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査</p>
<p>9. 従業者に対する教育・啓発</p>	
<p>従業者に対する教育・啓発</p> <p>具体的な方法</p>	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p><佐倉市における措置> ・新規採用職員に対し、個人情報保護に関する研修を実施している。 ・全職員を対象にe-ラーニングによるセキュリティ教育を実施している。 ・年に1回、所属部署の情報セキュリティ担当者に対し、教育を実施している。 ・集合教育は必要に応じて実施している。 ・四半期毎に、イントラネットを通じ個人情報保護に関する周知・啓発を行っている。 ・委託先に対しては、全従事者の秘密保持誓約書の提出を義務付けている。 ・委託先の主な従事場所について、市職員が適宜点検を行っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
<p>10. その他のリスク対策</p>	

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

<ガバメントクラウドにおける措置>

・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。

・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)住民税収滞納ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税及び森林環境税賦課情報の入手については、個人住民税システムに登録した情報を庁内連携機能で取得するため、課税対象の住民以外の情報を入手することはない。 ・庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、個人単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図る。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 : 住民からの届出・請求情報の入手に当たっては、あらかじめ定められた窓口（職員による受付等）、郵送（書留等）に限定している。 : 住民からの届出・請求情報の入手に当たっては、法令等により定められた方法により本人確認及び個人番号の真正性確認を行う。 : 収滞納システムは限られた端末でのみ利用可能とし、2要素認証により利用できる職員及び機能を限定する。 ・入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置 : 個人住民税システムにて正確性が担保された情報を庁内連携機能を通じて、定められたインターフェースに基づき入手するため、受領側の収滞納システムでは正確性が担保されている。 ・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置 : 庁内連携機能からの住民税賦課、各種照会情報の入手については、サーバ間通信を限定することで漏えい・紛失を防止している。 : 届出・請求書等の保管管理を適切に行い、退庁時には執務室の施錠を行っている。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・収滞納システムへのアクセスにおいては、2要素認証を実施している。 ・法令等に基づき、業務システム毎に適切なアクセス制御を行い、特定個人情報へのアクセスを制限している。 ・特定個人情報へのアクセス記録は、追跡可能な形式で管理しており、目的外利用の抑止を図る。 ・収滞納システムには、地方税収滞納事務に関係のない情報を保有しない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・収滞納システムへのアクセスにおいて、2要素認証を実施している。 ・法令等に基づき、業務システム毎に適切なアクセス制御を行い、特定個人情報へのアクセスを制限している。 ・アクセス権限は定期的に見直しを行い、権限のないものが特定個人情報にアクセスできないようにしている。 ・ユーザID/パスワード及びICカード、生体認証情報の発行・更新・廃棄は発行・更新・廃棄は、人事異動や退職時に速やかに実施している。 ・パスワードには、有効期限の設定、同一又は類似パスワード再利用制限、最低文字数の設定等を行っている。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDについては、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。 ・収滞納システムの操作ログ(登録、更新、印刷、外部媒体への出力等)をユーザID単位で取得し、追跡可能な形式で管理している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・従業者が事務外で使用するリスクに対する措置</p> <p>:全職員が、年に1回、個人情報保護に関する自己点検を行い、事務外での利用をしないよう周知している。</p> <p>:全職員が定期的に情報セキュリティ研修(eラーニング)を受講している。</p> <p>:各種ログを取得しているため、業務外利用をした場合には追跡可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。</p> <p>・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</p> <p>:外部媒体へのデータのコピーや印刷を制御することで、許可なく持ち出せないようにしている。</p> <p>:特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、原則禁止しているが、特に必要な場合は、特定の端末、特定の記録媒体に制限して出力している。</p> <p>:特定個人情報を記録した紙媒体、外部記録媒体は適切に保管し、退庁時には執務室の施錠を行う。</p> <p>:保管期間が経過した特定個人情報を記録した媒体は、復元不可能な状態で確実に消去・廃棄する。</p> <p>:機器を廃棄もしくはリース返却する場合、機器内部の記憶装置からすべての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じている。</p> <p>:特定個人情報を取り扱う作業を行う場合は、インターネットへの接続、電子メールの使用、外部記録媒体への出力が不可能な端末によって行う。</p>	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>・外部委託する場合には、委託事業者との間で必要に応じて次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守 ・委託先の責任者、委託内容、作業員、作業場所の特定 ・提供されるサービスレベルの保証 ・従業員に対する教育の実施 ・提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止 ・業務上知り得た情報の守秘義務 ・再委託に関する制限事項の遵守 ・委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等 ・委託業務の定期報告及び緊急時報告義務 ・市による監査、検査 ・契約に違反した場合の損害賠償請求等 ・情報漏えい等の防止のための適正管理義務 ・提供された情報の複写等の禁止
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託の際は、再委託に関する承認申請書またはこれに準ずる書面を提出させるとともに、再委託を適当と市が認めた場合に許諾している。 再委託先の従業員についても秘密保持誓約書の提出を義務付け、委託先に連帯して責任を課している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク</p> <p>:委託先から他者への特定個人情報の提供は認めないことを契約書上明記する。</p> <p>:委託先が守るべき内容の遵守及びその機密事項を仕様書に明記している。</p> <p>:特定個人情報をデータで提供する際、必要に応じファイル暗号化またはパスワードの設定を行っている。</p> <p>:必要に応じて、当市職員が現地調査・確認を実施する。</p> <p>・委託先による特定個人情報の保管・消去、委託契約終了後の不正な使用等に関するリスク</p> <p>:委託契約書に個人情報の適正管理義務、業務完了後の返還等を明記している。</p> <p>:委託先から任意の様式により消去結果に係る書面を提出してもらっている。</p> <p>:必要に応じて市は現地調査・確認を行えることとしている。</p>	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・提供する特定個人情報ファイルについては、提供データ作成時に作成日時、提供日時等の実行処理結果が記録される仕組みとなっている。 ・文書照会等により書類で情報提供する場合は、提供の際に記録を残している。 ・庁内連携機能を介した庁内連携については、予め定められた仕様での移転に限定している。 ・データの移転先から「データ利用承認申請書」の提出を求め、データ移転元がその法的根拠等を判断し、承認を得たもののみ、データの移転を許可することを規程として定めている。 	
その他の措置の内容	・端末から電子媒体への出力は特定の端末に限定しており、出力時の操作ログを取得している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置 : 特定個人情報の提供は、複数回の確認をした上で行っている。 : 庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定している。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク : 情報の移転先であるデータの格納先については、特定の権限者以外はアクセスできないこととし、不正に収集されることを防止している。 : 特定個人情報が不正確または最新でないことが判明した場合、訂正後、提供先・移転先に通知し、誤った情報に基づく事務の執行を防止する。 		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[O] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知 [十分に行っている] <選択肢>
 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている
 3) 十分に行っていない

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか [発生なし] <選択肢>
 1) 発生あり 2) 発生なし

その内容

再発防止策の内容

その他の措置の内容

◆物理的対策
 <佐倉市における措置>
 ・特定個人情報を保管するサーバ設置場所には、生体認証による入退室管理を行っている。
 ・特定個人情報を扱う職員が長時間離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置しない。また、退庁時には執務室を施錠している。
 ・特定個人情報を取り扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止措置を講ずる。
 ・特定個人情報を扱う職員が長時間離席する際には、パスワード付きスクリーンセーバーを利用している。
 ・特定個人情報を保管した媒体の運用ルールを定め、遵守している。
 ・特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。
 ・特定個人情報を保管するサーバは情報の毀損等への対策を図るため定期保守を実施している。

<ガバメントクラウドにおける措置>
 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。
 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

◆技術的対策
 <佐倉市における措置>
 ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。
 ・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を自動適用している。
 ・ウイルスメール/スパムメール対策システムを導入している。
 ・ファイアウォールにより、特定個人情報へのアクセスを制御している。
 ・侵入検知システム(IDS)を設置し、外部からの攻撃や改ざんへの措置を講じている。
 ・必要に応じ他のネットワーク及び情報システムと論理的に分離する措置を講じている。

<ガバメントクラウドにおける措置>
 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。
 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」(以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理

	<p>補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>◆その他の対策 <佐倉市における措置> ・特定個人情報を保管した外部記録媒体の運用ルールを定め、遵守している。 ・保守作業を実施する際には、作業員に対し、秘密保持誓約書の提出を義務付けている。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク : 基本的に届出・申請等に基づき、更新を実施しているが、情報に誤りがある場合は、職権により修正を行っている。</p> <p>・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置 : 保存期間の過ぎた申請書・帳票等紙媒体の特定個人情報について、焼却施設への直接搬入等により確実な廃棄を行う。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員に対し、個人情報保護に関する研修を実施している。 ・全職員を対象にe-ラーニングによるセキュリティ教育を実施している。 ・年に1回、所属部署の情報セキュリティ担当者に対し、教育を実施している。 ・集合教育は必要に応じて実施している。 ・四半期毎に、イントラネットを通じ個人情報保護に関する周知・啓発を行っている。 ・委託先に対しては、全従事者の秘密保持誓約書の提出を義務付けている。 ・委託先の主な従事場所について、市職員が適宜点検を行っている。
10. その他のリスク対策	
<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> <p>・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。</p> <p>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。</p> <p>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	佐倉市 総務部 行政管理課 住所: 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97 電話: 043-484-6288
②請求方法	個人情報の保護に関する法律、佐倉市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき、指定様式による書面の提出により開示請求を受け付けます。 保有個人情報開示請求書に必要事項を記入の上、行政管理課に提出してください。 本人であることを証明するための書類(運転免許証、パスポート等)の提出又は提示が必要です。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	佐倉市 財政部 市民税課、債権管理課 住所: 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97 電話: 市民税課 043-484-6115 債権管理課 043-484-6116
②対応方法	問合せ等については、電話や窓口にて受付を行い、必要に応じて記録を残すとともに回答します。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年10月31日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月18日	Ⅲ リスク対策	: 保存期間が過ぎて不要となった特定個人情報 は、システムで判別し、消去処理を行う。 : 保存期間の過ぎた申請書・帳票等紙媒体の 特定個人情報についても、焼却処理施設への 直接搬入等により確実な廃棄を行う。	: 保存期間の過ぎた申請書・帳票等紙媒体の 特定個人情報について、焼却処理施設への直 接搬入等により確実な廃棄を行う。	事後	重要な変更にとらならない項目 の変更であり事前の提出・公 表が義務付けられない
令和2年3月18日	Ⅲ リスク対策 (2)	: 保存期間が過ぎて不要となった特定個人情報 は、システムで判別し、消去処理を行う。 : 保存期間の過ぎた申請書・帳票等紙媒体の 特定個人情報についても、焼却処理施設への 直接搬入等により確実な廃棄を行う。	: 保存期間の過ぎた申請書・帳票等紙媒体の 特定個人情報について、焼却処理施設への直 接搬入等により確実な廃棄を行う。	事後	重要な変更にとらならない項目 の変更であり事前の提出・公 表が義務付けられない
令和3年3月4日	Ⅰ. 5. ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の 主務省令で定める事務及び情報を定める命 令(別表第二省令)(平成26年内閣府、総務省令 第7号) (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情 報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、2 6、27、28、29、31、34、35、37、38、3 9、40、42、48、54、57、58、59、61、6 2、63、64、65、66、67、70、71、74、8 0、84、85の2、87、91、92、94、97、10 1、102、103、106、107、108、113、11 4、115、116、119の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7 条、第8条、第10条、第12条、第13条、第1 9条、第20条、第21条、第22条、第22条の 3、第22条の4、第23条、第24条、第24条 の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第 28条、第31条、第31条の2、第31条の3、 第34条、第35条、第36条、第37条、第38 条、第39条、第40条、第43条、第43条の 3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45 条、第47条、第49条、第49条の2、第50 条、第51条、第53条、第54条、第55条、第 58条、第59条、第59条の2及び第59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供 の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の 主務省令で定める事務及び情報を定める命 令(別表第二省令)(平成26年内閣府、総務省令 第7号) (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情 報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、2 3、26、27、28、29、31、34、35、37、3 8、39、40、42、48、53、54、57、58、5 9、61、62、63、64、65、66、67、70、7 1、74、80、84、85の2、87、91、92、94、 97、101、102、103、106、107、108、1 13、114、115、116、117、120の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7 条、第8条、第10条、第12条、第13条、第1 4条、第16条、第19条、第20条、第21条、 第22条、第22条の3、第22条の4、第23 条、第24条、第24条の2、第24条の3、第2 5条、第26条の3、第27条、第28条、第31 条、第31条の2、第31条の3、第32条、第3 3条、第34条、第35条、第36条、第37条、 第38条、第39条、第40条、第43条、第43 条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、 第45条、第47条、第49条、第49条の2、第 51条、第53条、第54条、第55条、第58条、 第59条、第59条の2の2、第59条の2の3及 び第59条の3 (別表第二における情報照会の根拠)	事後	重要な変更にとらならない項目 の変更であり事前の提出・公 表が義務付けられない
令和3年3月4日	Ⅰ. 6. ①部署	税務部 市民税課、収税課	財政部 市民税課、債権管理課	事後	重要な変更にとらならない項目 の変更であり事前の提出・公 表が義務付けられない
令和3年3月4日	Ⅰ. 6. ②所属長の役職名	市民税課長 収税課長	市民税課長 債権管理課長	事後	重要な変更にとらならない項目 の変更であり事前の提出・公 表が義務付けられない
令和3年3月4日	Ⅱ (1). 2. ⑥事務担当部署	佐倉市 税務部 市民税課	佐倉市 財政部 市民税課	事後	重要な変更にとらならない項目 の変更であり事前の提出・公 表が義務付けられない
令和3年3月4日	Ⅱ (1). 5. 特定個人情報の 提供・移転	移転を行っている 27件	移転を行っている 32件	事後	重要な変更にとらならない項目 の変更であり事前の提出・公 表が義務付けられない
令和3年3月4日	Ⅱ (2). 2. ⑥事務担当部署	佐倉市 税務部 収税課	佐倉市 財政部 債権管理課	事後	重要な変更にとらならない項目 の変更であり事前の提出・公 表が義務付けられない

令和3年3月4日	Ⅱ(2).3.④使用部署	佐倉市 税務部 収税課	佐倉市 財政部 債権管理課	事後	重要な変更にとつた項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月4日	Ⅱ(2).2.②対象となる本人の数	3)10万人以上100万人未満	2)1万人以上10万人未満	事後	重要な変更にとつた項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月4日	Ⅱ(2).5.移転先2④移転する対象となる本人の数	3)10万人以上100万人未満	2)1万人以上10万人未満	事後	重要な変更にとつた項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月4日	Ⅱ(2).5.移転先3④移転する対象となる本人の数	3)10万人以上100万人未満	2)1万人以上10万人未満	事後	重要な変更にとつた項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月4日	Ⅱ(2).5.移転先4④移転する対象となる本人の数	3)10万人以上100万人未満	2)1万人以上10万人未満	事後	重要な変更にとつた項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月4日	Ⅱ5(別紙1)提供先一覧 ②提供先における用途 6	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務	事後	重要な変更にとつた項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月4日	Ⅱ5(別紙1)提供先一覧 ②提供先における用途 10	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務	事後	重要な変更にとつた項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月4日	Ⅱ5(別紙1)提供先一覧 ②提供先における用途 13	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	事後	重要な変更にとつた項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月4日	Ⅱ5(別紙1)提供先一覧 提供先 26	厚生労働大臣	市町村長	事後	重要な変更にとつた項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月4日	Ⅱ5(別紙1)提供先一覧 ②提供先における用途 33	母子及び寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付に関する事務	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付に関する事務	事後	重要な変更にとつた項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月4日	Ⅱ5(別紙1)提供先一覧 ②提供先における用途 34	母子及び寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務	事後	重要な変更にとつた項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月4日	Ⅱ5(別紙1)提供先一覧 ②提供先における用途 35	母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務	事後	重要な変更にとつた項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月4日	Ⅱ5(別紙1)提供先一覧 ②提供先における用途 44	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務	事後	重要な変更にとつた項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月4日	Ⅱ5(別紙1)提供先一覧 ②提供先における用途 52	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務	事後	重要な変更にとつた項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月4日	Ⅱ5(別紙1)提供先一覧 ②提供先における用途 58	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	事後	重要な変更にとつた項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月4日	Ⅱ5(別紙2)移転先一覧 ②移転先における用途 6	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の8の項)	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の8の項)	事後	重要な変更にとつた項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月4日	Ⅱ5(別紙2)移転先一覧 ②移転先における用途 10	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の15の項)	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の15の項)	事後	重要な変更にとつた項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月4日	Ⅱ5(別紙2)移転先一覧 移転先 15	高齢者福祉課	介護保険課	事後	重要な変更にとつた項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月4日	Ⅱ5(別紙2)移転先一覧 移転先 17	建築住宅課	住宅課	事後	重要な変更にとつた項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月4日	Ⅱ5(別紙2)移転先一覧 ②移転先における用途 22	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の59の項)	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の59の項)	事後	重要な変更にとつた項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月4日	Ⅱ5(別紙2)移転先一覧 ②移転先における用途 24	国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の許可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の31の項)	国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の31の項)	事後	重要な変更にとつた項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年3月4日	Ⅱ5(別紙2)移転先一覧	追加	番号31及び番号32を追加	事後	重要な変更にとつた項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和3年3月4日	IV、2、①連絡先	佐倉市 税務部 市民税課、収税課	佐倉市 財政部 市民税課、債権管理課	事後	重要な変更にとつたらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない
令和3年3月4日	(別添1)ファイル記録項目	(1)住民税基本台帳ファイル 1~813	(1)住民税基本台帳ファイル 1~899 (番号590~635、775~813、893の項目の追加と、それに伴う他の項目の番号ズレ)	事後	重要な変更にとつたらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない
令和3年12月27日	I、4、個人番号の利用	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条	削除	事後	重要な変更にとつたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない
令和3年12月27日	I、5、情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	重要な変更にとつたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない
令和3年12月27日	I、5、情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府、総務省令第7号)	削除	事後	重要な変更にとつたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない
令和3年12月27日	I、5、情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)	事前	重要な変更
令和3年12月27日	I、5、情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	(別表第二省令における情報照会の根拠)第20条	削除	事後	重要な変更にとつたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない
令和3年12月27日	I、5、情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	(別表第二省令における情報提供の根拠)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3及び第59条の3	削除	事後	重要な変更にとつたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない
令和3年12月27日	II、6、評価実施機関における担当部署	佐倉市 税務部 市民税課	佐倉市 財政部 市民税課	事後	重要な変更にとつたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない
令和3年12月27日	II、3、特定個人情報の入力・使用④利用者数	50人以上100人未満	10人以上50人未満	事後	重要な変更にとつたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない
令和3年12月27日	II、5、特定個人情報の提供・移転、提供先1	番号法第19条第7号別表第二に定める情報照会者等(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者等(別紙1参照)	事後	重要な変更にとつたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない
令和3年12月27日	II、5、(別紙1)提供先一覧、番号1~60	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	重要な変更にとつたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない
令和3年12月27日	II、5、(別紙1)提供先一覧、番号62、64	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	重要な変更にとつたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない
令和3年12月27日	II、5、(別紙1)提供先一覧	追加	番号66の追加	事前	重要な変更
令和3年12月27日	III、6、リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第9号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	重要な変更にとつたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない
令和3年12月27日	II 5(別紙2)移転先一覧 番号4、5、18、19、20、29、30の移転先	児童青少年課	子ども家庭課	事後	重要な変更にとつたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない
令和3年12月27日	II 5(別紙2)移転先一覧 番号9の移転先	健康増進課、児童青少年課	健康推進課、母子保健課、子ども家庭課	事後	重要な変更にとつたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない
令和3年12月27日	II 5(別紙2)移転先一覧 番号7の移転先	子育て支援課、健康増進課、児童青少年課	子ども保育課、子ども政策課、健康推進課、母子保健課、子ども家庭課	事後	重要な変更にとつたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない
令和3年12月27日	II 5(別紙2)移転先一覧 番号6の移転先	子育て支援課	子ども保育課、子ども政策課	事後	重要な変更にとつたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない
令和3年12月27日	II 5(別紙2)移転先一覧 番号8、28の移転先	健康増進課	健康推進課、母子保健課	事後	重要な変更にとつたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない

令和3年12月27日	II 5 (別紙2) 移転先一覧	追加	番号33の追加	事後	重要な変更にあたる項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない
令和3年12月27日	II 5 (別紙2) 移転先一覧	追加	番号34の追加	事後	重要な変更にあたる項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない
令和4年2月4日	II (1). 4. 委託事項4①	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業、ガバメントクラウド先行事業にかかる検証業務	事前	重要な変更にあたる項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない
令和4年2月4日	II (1). 6. 保管場所	追加	<ガバメントクラウドにおける措置> 追加	事前	重要な変更
令和4年2月4日	II (2). 4. 委託事項2①	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業、ガバメントクラウド先行事業にかかる検証業務	事前	重要な変更にあたる項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない
令和4年2月4日	II (2). 6. 保管場所	追加	<ガバメントクラウドにおける措置> 追加	事前	重要な変更
令和4年2月4日	III (1). 7. その他の措置の内容	追加	◆物理的対策 <ガバメントクラウドにおける措置> 追加 ◆技術的対策 <ガバメントクラウドにおける措置> 追加	事前	重要な変更
令和4年2月4日	III (1). 7. 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	追加	・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置 <ガバメントクラウドにおける措置> 追加	事前	重要な変更
令和4年2月4日	III (1). 10. その他のリスク対策	追加	<ガバメントクラウドにおける措置> 追加	事前	重要な変更
令和4年2月4日	III (2). 7. その他の措置の内容	追加	◆物理的対策 <ガバメントクラウドにおける措置> 追加 ◆技術的対策 <ガバメントクラウドにおける措置> 追加	事前	重要な変更
令和4年2月4日	III (2). 7. 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	追加	・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置 <ガバメントクラウドにおける措置> 追加	事前	重要な変更
令和4年2月4日	III (2). 10. その他のリスク対策	追加	<ガバメントクラウドにおける措置> 追加	事前	重要な変更
令和5年2月6日	I 基本情報 5. ②	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)	事後	法令改正に伴う変更で、重要な変更にあたらぬ。
令和5年2月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 (2) 3. ①. 行政機関・独立行政法人等	公的年金等の支払者、国税庁、給与支払者	公的年金等の支払者、国税庁、デジタル庁、給与支払者	事後	重要な変更にあたるが、対応遅れにより事後公表
令和5年2月6日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. ③	株式会社ブラムシックス	株式会社ブラムシックス、タイプテック株式会社	事後	重要な変更にあたる項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない
令和5年2月6日	V 評価実施手続 1. ①	令和3年2月5日	令和4年10月31日	事後	重要な変更にあたる項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない
令和6年2月13日	V 評価実施手続 1. ①	令和4年10月31日	令和5年10月31日	事後	重要な変更にあたる項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない

令和6年2月13日	IV開示請求、問い合わせ 1. 特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求 ②請求方法	【R5.3.31まで】 佐倉市個人情報保護条例に基づき、指定様式による書面の提出により開示請求を受け付けます。 自己情報開示請求書に必要事項を記入の上、市役所1号館2階の市政資料室に提出していただきます。 本人であることを証明するための書類(運転免許証、パスポート等)の提出又は提示が必要です。 郵送による請求は、認めておりません。 【R5.4.1以降】 個人情報の保護に関する法律、佐倉市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき、指定様式による書面の提出により開示請求を受け付けます。 保有個人情報開示請求書に必要事項を記入の上、市役所1号館2階の市政資料室に提出してください。 本人であることを証明するための書類(運転免許証、パスポート等)の提出又は提示が必要です。	個人情報の保護に関する法律、佐倉市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき、指定様式による書面の提出により開示請求を受け付けます。 保有個人情報開示請求書に必要事項を記入の上、行政管理課に提出してください。 本人であることを証明するための書類(運転免許証、パスポート等)の提出又は提示が必要です。	事後	重要な変更にとつたらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務づけられない
令和6年2月13日	II(1). 4. 委託事項4①	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業、ガバメントクラウド先行事業にかかる検証業務	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	事前	令和6年3月末のガバメントクラウド先行事業の完了に伴うもの
令和6年2月13日	II(2). 4. 委託事項2①	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業、ガバメントクラウド先行事業にかかる検証業務	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	事前	令和6年3月末のガバメントクラウド先行事業の完了に伴うもの
令和6年2月13日	III(1). 7. その他の措置の内容	◆技術的対策 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ②地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。	◆技術的対策 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」(以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。	事後	利用基準に沿うように文言を見直すもので、重要な変更にあたらぬ。
令和6年2月13日	III(2). 7. その他の措置の内容	◆技術的対策 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ②地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。	◆技術的対策 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準」(以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。	事後	利用基準に沿うように文言を見直すもので、重要な変更にあたらぬ。
令和6年2月13日	II(1). 4. 委託事項2③	株式会社日立システムズ	富士ビジネス・サービス株式会社	事後	重要な変更にとつたらない項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない
令和6年3月29日	評価書名	個人住民税に関する事務 重点項目評価書	個人住民税及び森林環境税に関する事務 重点項目評価書	事前	
令和6年3月29日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	佐倉市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	佐倉市は、個人住民税及び森林環境税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	
令和6年3月29日	I 基本情報 1. ①	個人住民税の賦課・徴収業務	個人住民税及び森林環境税の賦課・徴収業務	事前	
令和6年3月29日	I 基本情報 1. ②	当市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 個人・法人(給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された賦課資料に基づき、住民税を賦課する。賦課額についての債権管理を行い、納期限までに納税がなければ、滞納整理業務を実施する。 番号法の別表第二に基づいて当市は、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	当市は、地方税法及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 個人・法人(給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された賦課資料に基づき、住民税を賦課する。賦課額についての債権管理を行い、納期限までに納税がなければ、滞納整理業務を実施する。 番号法の別表第二に基づいて当市は、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事前	

令和6年3月29日	I 基本情報 2. システム2 ②	1. 住民税賦課機能 :課税準備処理、当初賦課、納付書や納税通知書の帳票発行、異動更正、証明書発行等を行う。 2. 宛名機能 :住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。 3. 庁内連携機能 :自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。	1. 住民税及び森林環境税賦課機能 :課税準備処理、当初賦課、納付書や納税通知書の帳票発行、異動更正、証明書発行等を行う。 2. 宛名機能 :住登者・住登外者の宛名情報の参照、送付先や口座情報の管理、住登外者の登録・修正・削除を行う。 3. 庁内連携機能 :自庁内の他業務・システムと各種照会情報の連携を行う。	事前	
令和6年3月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. ③	佐倉市民、佐倉市民以外の住民税課税対象者	佐倉市民、佐倉市民以外の住民税及び森林環境税課税対象者	事前	
令和6年3月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. ③	住民税の適正な賦課徴収業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。	住民税及び森林環境税の適正な賦課徴収業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。	事前	
令和6年3月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. ③	住民税額の算出、名寄せ・非課税者の抽出	住民税及び森林環境税額の算出、名寄せ・非課税者の抽出	事前	
令和6年3月29日	III リスク対策 3. リスクに対する措置の内容	・住民税システム(税務LANシステム)へのアクセスにおいては、2要素認証による認証を実施している。 ・法令等に基づき、業務システム毎に適切なアクセス制御を行い、特定個人情報へのアクセスを制限している。 ・特定個人情報へのアクセス記録は、追跡可能な形式で管理しており、目的外利用の抑止を図る。 ・税務LANシステム、個人住民税システムには、住民税賦課事務に関係のない情報を保有しない。	・住民税システム(税務LANシステム)へのアクセスにおいては、2要素認証による認証を実施している。 ・法令等に基づき、業務システム毎に適切なアクセス制御を行い、特定個人情報へのアクセスを制限している。 ・特定個人情報へのアクセス記録は、追跡可能な形式で管理しており、目的外利用の抑止を図る。 ・税務LANシステム、個人住民税システムには、住民税及び森林環境税賦課事務に関係のない情報を保有しない。	事前	
令和6年3月29日	III リスク対策(2) 2. リスクに対する措置の内容	・住民税賦課情報の入手については、個人住民税システムに登録した情報を庁内連携機能で取得するため、課税対象の住民以外の情報を入手することはない。 ・庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、個人単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図る。	・住民税及び森林環境税賦課情報の入手については、個人住民税システムに登録した情報を庁内連携機能で取得するため、課税対象の住民以外の情報を入手することはない。 ・庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、個人単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図る。	事前	

別紙1 提供先一覧

番号	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
1	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第二の1の項	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
2	全国健康保険協会	番号法第19条第8号別表第二の2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
3	健康保険組合	番号法第19条第8号別表第二の3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
4	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第二の4の項	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
5	全国健康保険協会	番号法第19条第8号別表第二の6の項	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四條の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
6	都道府県知事	番号法第19条第8号別表第二の8の項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
7	都道府県知事	番号法第19条第8号別表第二の9の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
8	市町村長	番号法第19条第8号別表第二の11の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特別障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
9	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号別表第二の16の項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
10	市町村長	番号法第19条第8号別表第二の18の項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
11	市町村長	番号法第19条第8号別表第二の20の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
12	都道府県知事	番号法第19条第8号別表第二の23の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
13	都道府県知事等	番号法第19条第8号別表第二の26の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
14	市町村長	番号法第19条第8号別表第二の27の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
15	都道府県知事	番号法第19条第8号別表第二の28の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
16	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法第19条第8号別表第二の29の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
17	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号別表第二の31の項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
18	日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第8号別表第二の34の項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
19	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法第19条第8号別表第二の35の項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
20	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号別表第二の37の項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
21	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	番号法第19条第8号別表第二の38の項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 同一統合パッケージシステム	照会を受けたら都度

番号	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
22	国家公務員共済組合	番号法第19条第8号別表第二の39の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
23	国家公務員共済組合連合会	番号法第19条第8号別表第二の40の項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
24	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第8号別表第二の42の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
25	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第二の48の項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
26	市町村長	番号法第19条第8号別表第二の53の項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
27	住宅地区改良法第二條第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号別表第二の54の項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
28	都道府県知事等	番号法第19条第8号別表第二の57の項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
29	地方公務員共済組合	番号法第19条第8号別表第二の58の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
30	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	番号法第19条第8号別表第二の59の項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
31	市町村長	番号法第19条第8号別表第二の61の項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
32	市町村長	番号法第19条第8号別表第二の62の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
33	都道府県知事	番号法第19条第8号別表第二の63の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
34	道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号別表第二の64の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
35	都道府県知事等	番号法第19条第8号別表第二の65の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
36	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法第19条第8号別表第二の66の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
37	都道府県知事等	番号法第19条第8号別表第二の67の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
38	市町村長	番号法第19条第8号別表第二の70の項	母子保健法による費用の徴収に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
39	厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法第19条第8号別表第二の71の項	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
40	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	番号法第19条第8号別表第二の74の項	児童手当法による児童手当又は特別給付の支給に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
41	後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第8号別表第二の80の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
42	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第二の84の項	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度

番号	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
43	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号別表第二の85の2の項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
44	都道府県知事等	番号法第19条第8号別表第二の87の項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
45	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第二の91の項	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
46	平成八年法律第八十二号附則第三十二條第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八條第一項に規定する指定基金	番号法第19条第8号別表第二の92の項	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
47	市町村長	番号法第19条第8号別表第二の94の項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
48	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法第19条第8号別表第二の97の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
49	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第二の101の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
50	農林漁業団体職員共済組合	番号法第19条第8号別表第二の102の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
51	独立行政法人農業者年金基金	番号法第19条第8号別表第二の103の項	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六條第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
52	独立行政法人日本学生支援機構	番号法第19条第8号別表第二の106の項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
53	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第二の107の項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
54	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号別表第二の108の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
55	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	番号法第19条第8号別表第二の113の項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
56	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第二の114の項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
57	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三條第一項第三号に規定する存続共済会	番号法第19条第8号別表第二の115の項	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
58	市町村長	番号法第19条第8号別表第二の116の項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
59	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第二の117の項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
60	都道府県知事	番号法第19条第8号別表第二の120の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	情報提供 ネットワークシステム	照会を受けたら都度
61	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法第19条第1号	地方税法第321条の7の6の規定により年金所得に係る個人住民税について、年金給付の支払をする際に特別徴収して当市に納付する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている年齢65歳以上の対象者及び年金に係る税額情報	国税連携システム(eLTAX)	・年金特徴停止通知(毎月) ・特別徴収税額通知(7月)

番号	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
62	国税庁長官	番号法第19条第10号	国税に関する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	国税連携システム(eLTAX)、紙	該当者が判明した場合及び照会を受けたら都度、扶養は正情報等については年次
63	給与特別徴収義務者	番号法第19条第1号	地方税法第321条の4の規定により特別徴収義務者が納税義務者に対して特別徴収額を通知・徴収して、当市に納付する事務	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	審査システム(eLTAX)、電子記録媒体(フラッシュメモリを除く)、紙	5月以外は更正が発生した都度
64	市町村長	番号法第19条第10号	地方税法第294条第3項の規定による通知	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	国税連携システム(eLTAX)	発生したら都度
65	市町村長	地方税法第317条の2 地方税法第45条の2	住民税賦課に係る資料の回送及び調査	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市以外の他の自治体に課税権がある対象者	国税連携システム(eLTAX)、紙	他自治体に課税権があることが判明した都度
66	市町村長等	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律	公的給付の支給等に係る金銭の授受	地方税関係情報(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)	10万人以上 100万人未満	佐倉市以外の他の自治体に課税権がある対象者	情報提供ネットワークシステム紙等	照会を受けたら都度

別紙2 移転先一覧

番号	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
1	資産税課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第3項	固定資産税の課税・収納に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の16の項)	住民税の課税対象者情報	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	同一統合パッケージシステム	随時
2	健康保険課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項	国民健康保険税の課税・収納に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の16の項)	住民税の課税対象者情報	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	同一統合パッケージシステム	随時
3	健康保険課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の30の項)	住民税の課税対象者情報	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	同一統合パッケージシステム	随時
4	こども家庭課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第3項	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の56の項)	住民税の課税対象者情報	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	同一統合パッケージシステム	随時
5	こども家庭課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第3項	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の37の項)	住民税の課税対象者情報	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	同一統合パッケージシステム	随時
6	こども保育課、こども政策課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第3項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所療養費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の8の項)	住民税の課税対象者情報	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	同一統合パッケージシステム	随時
7	こども保育課、こども政策課、健康推進課、母子保健課、こども家庭課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第3項	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の94の項)	住民税の課税対象者情報	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	同一統合パッケージシステム	随時
8	健康推進課、母子保健課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第3項	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の10の項)	住民税の課税対象者情報	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	庁内ネットワーク	月次で連携
9	健康推進課、母子保健課、こども家庭課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の49の項)	住民税の課税対象者情報	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	庁内ネットワーク	月次で連携
10	社会福祉課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の15の項)	住民税の課税対象者情報	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	同一統合パッケージシステム	週次で連携
11	社会福祉課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の63の項)	住民税の課税対象者情報	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	同一統合パッケージシステム	年次
12	障害福祉課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第3項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所療養費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の8の項)	住民税の課税対象者情報	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	同一統合パッケージシステム	日次 随時
13	障害福祉課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第3項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の47の項)	住民税の課税対象者情報	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	同一統合パッケージシステム	週次で連携

番号	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
14	障害福祉課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第3項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務(番号法第9条第1項別表第一の84の項)	住民税の課税対象者情報	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	同一統合パッケージシステム	日次 随時
15	介護保険課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第3項	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務(番号法第9条第1項別表第一の68の項)	住民税の課税対象者情報	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	同一統合パッケージシステム	月次で連携
16	高齢者福祉課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の41の項)	住民税の課税対象者情報	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	同一統合パッケージシステム	月次で連携
17	住宅課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第3項	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の19の項)	住民税の課税対象者情報	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	庁内ネットワーク	年次
18	こども家庭課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第3項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の44の項)	住民税の課税対象者情報	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	同一統合パッケージシステム	随時
19	こども家庭課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第3項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の45の項)	住民税の課税対象者情報	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	同一統合パッケージシステム	随時
20	こども家庭課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保健の実施に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の9の項)	住民税の課税対象者情報	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	同一統合パッケージシステム	随時
21	障害福祉課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第3項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務(番号法第9条第1項別表第一の46の項)	住民税の課税対象者情報	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	同一統合パッケージシステム	年次
22	健康保険課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第3項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務(番号法第9条第1項別表第一の59の項)	住民税の課税対象者情報	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	同一統合パッケージシステム	月次で連携
23	市民課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第3項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)による特別障害給付金の支給に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の83の項)	住民税の課税対象者情報	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	同一統合パッケージシステム	随時
24	市民課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第3項	国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の31の項)	住民税の課税対象者情報	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	同一統合パッケージシステム	随時
25	障害福祉課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の12の項)	住民税の課税対象者情報	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	同一統合パッケージシステム	随時
26	障害福祉課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の34の項)	住民税の課税対象者情報	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	同一統合パッケージシステム	随時
27	人事課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第3項	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務(番号法第9条第1項別表第一の56の項)	住民税の課税対象者情報	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	庁内ネットワーク	随時

番号	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
28	健康推進課、母子保健課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務(番号法第9条第1項 別表第一の76項)	住民税の課税対象者情報	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	庁内ネットワーク	月次で連携
29	こども家庭課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項	子どもの医療に要する費用の助成に関する事務	住民税の課税対象者情報	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	庁内ネットワーク	随時
30	こども家庭課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項	ひとり親家庭等の医療に要する費用の助成に関する事務	住民税の課税対象者情報	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	庁内ネットワーク	随時
31	障害福祉課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項	佐倉市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務	住民税の課税対象者情報	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	庁内ネットワーク	随時
32	社会福祉課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務	住民税の課税対象者情報	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	庁内ネットワーク	随時
33	こども家庭課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項	子育て世帯等臨時特別支援事業にかかる子育て世帯への臨時特別給付支援事業	住民税の課税対象者情報	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	庁内ネットワーク	随時
34	社会福祉課	佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務	住民税の課税対象者情報	10万人以上 100万人未満	佐倉市で住民税を課税されている対象者及び税額情報	庁内ネットワーク	随時